

考える道徳への転換に向けたワーキンググループ 議論のまとめ案についての参考資料

- ・道徳教育の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・「特別の教科」化と小・中学校学習指導要領一部改正・・・・・・・・ 5
- ・道徳教育で育成する資質・能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・道徳教育の質的転換と指導方法の改善・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ・道徳教育に係る評価の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- ・学校全体で行う道徳教育と高等学校における道徳教育の充実・・・・ 53

見開きとするため、ページを白紙にしている部分があります。

道德教育に係る経緯

- 昭和20年12月 GHQ「修身、日本歴史及び地理の停止に関する件」指令
- 道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを基本として実施
- 昭和28年8月 教育課程審議会答申 社会科の中での道徳教育の役割を強調

○昭和33年(小・中)、35年(高) 学習指導要領の告示

- ・小、中、高等学校ともに道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを明示
- ・道徳教育の徹底を図るため、小学校、中学校には週1単位時間の道徳の時間を特設

○昭和43年(小)、44年(中)、45年(高) 学習指導要領の改訂

- ・道徳教育及び道徳の時間の目標の明確化
- ・道徳教育における各教科等(高等学校においては、特に「倫理・社会」)及び特別活動との関連を重視

○昭和52年(小・中)、53年(高) 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校において、内容項目を再構成

○平成元年 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校の内容項目を4つの視点から再構成
- ・高等学校の道徳教育の目標に「人間としての在り方生き方」に関する教育を行うことにより道徳教育の充実を図ることを明記

○平成10年(小・中)、11年(高) 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校において校長をはじめとして全教師が協力して道徳教育を展開することを明示
- ・小学校では2学年、中学校では3学年を見通した重点的な指導の重視

●平成14年 「心のノート」作成・配布

- ・道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の様々な場面で使用するとともに、家庭など生活の様々な場面において活用することができる教材。

○平成20年(小・中)、21年(高) 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校において道徳の時間が道徳教育の「要」であることの明確化
- ・小、中学校において道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実
- ・高等学校における道徳教育の全体計画の作成

●平成26年 「私たちの道徳」作成・配布

- ・「心のノート」を全面改訂し、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した教材。

教育再生実行会議第一次提言(平成25年2月26日)

- ・道徳を新たな枠組みにより教科化
- ・効果的な指導方法の明確化 など

道徳教育の充実に関する懇談会(報告)(平成25年12月26日)

- ・「心のノート」の内容見直し
- ・教員の指導力向上
- ・道徳の教科化に向けた論点整理 など

中央教育審議会(答申)(平成26年10月21日)

- ・道徳の特別教科化、検定教科書の導入
- ・指導方法の改善、評価の充実 など

○平成27年3月 小・中学校学習指導要領の一部改訂等(小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面実施)
道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付け、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善、
検定教科書を導入、一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実 など

道徳の特別教科化と小・中学校学習指導要領一部改正

小・中学校「特別の教科 道徳」の実施に向けたスケジュール

道徳の特別の教科化

H25.2 教育再生実行会議第1次提言

12 道徳教育の在り方に関する懇談会

H26.10 **中央教育審議会総会**

「道徳教育に係る教育課程の改善等について」**答申**

H27.7 学習指導要領解説書「特別の教科 道徳編」

(※学習評価通知を踏まえ再改訂予定)

H27.3 学習指導要領等一部改正告示
(「特別の教科 道徳」の設置等)

H28年度 小学校教科書検定 (中学校は29年度)

H28年度 小学校教科書検定 (中学校は29年度)

H28.7

道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議報告

→各都道府県教育委員会等へ参考様式等を通知 (7.29)

H30.4 新小学校学習指導要領 (道徳) 全面实施

H31.4 新中学校学習指導要領 (道徳) 全面实施

(参考)学習指導要領全体改訂

H26.10 中央教育審議会総会

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」**諮問**

H26.12 教育課程部会

・**教育課程企画特別部会を設置**

H27.1

教育課程企画特別部会 (第1回)



新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について、計14回審議

H27.8

教育課程企画特別部会 (第14回)

教育課程部会 「**論点整理**」をとりまとめ

論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討
(合計22部会・WGを設置、各教科等ごとに約8回審議)

H28.8

教育課程企画特別部会(8.1)において「**審議まとめ (素案)**」提示

H28年度内

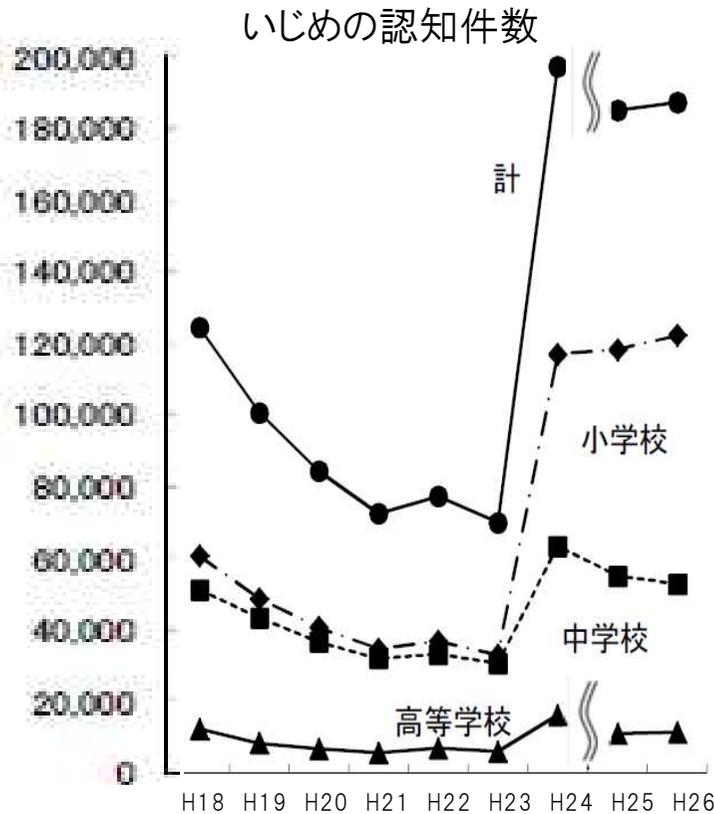
中央教育審議会として**答申**、小中学校学習指導要領改訂告示

幼稚園は30年度、小学校は32年度、中学は33年度から全面实施予定。
高校は34年度から年次進行により実施予定。

小・中学校学習指導要領改訂の背景①

深刻ないじめの本質的な問題解決に向けて

いじめなどの問題行動



(出典)文部科学省「平成2年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

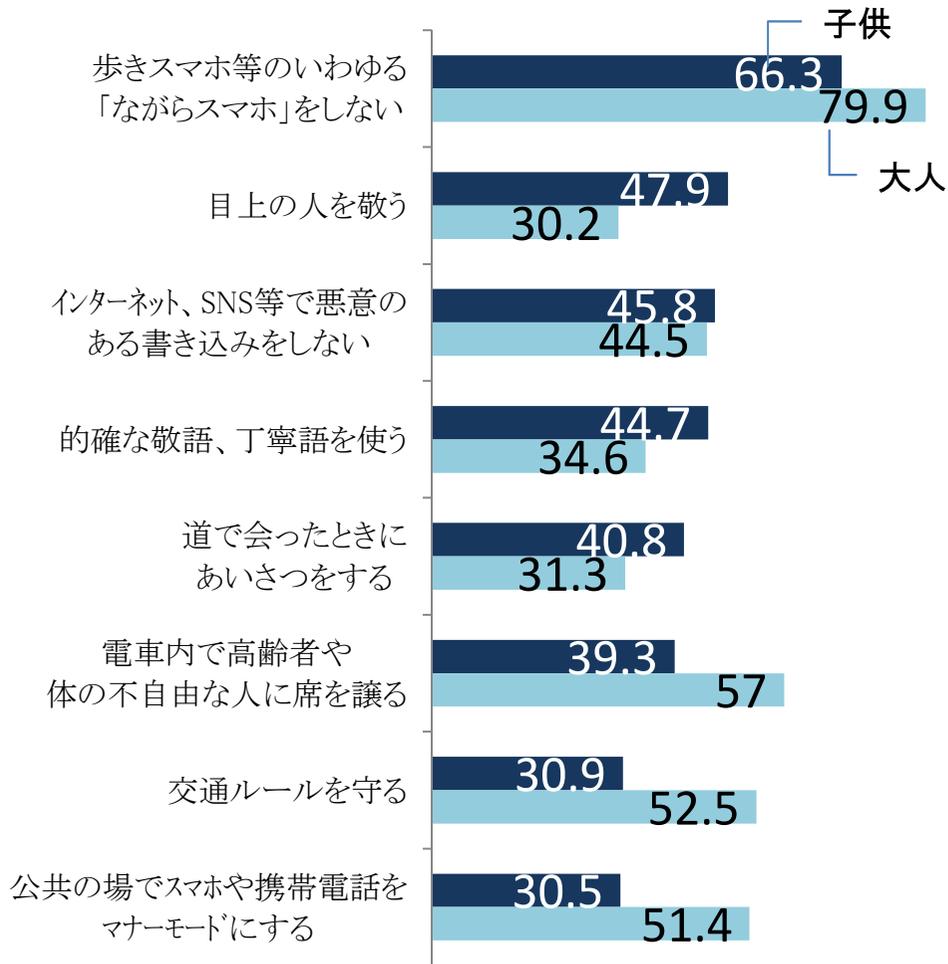
・小中高校におけるいじめの認知件数は、**18万件超**(1,000人あたり13.4件)。

・暴力行為の発生件数は**54,242件**(1,000人あたり4.0件)。

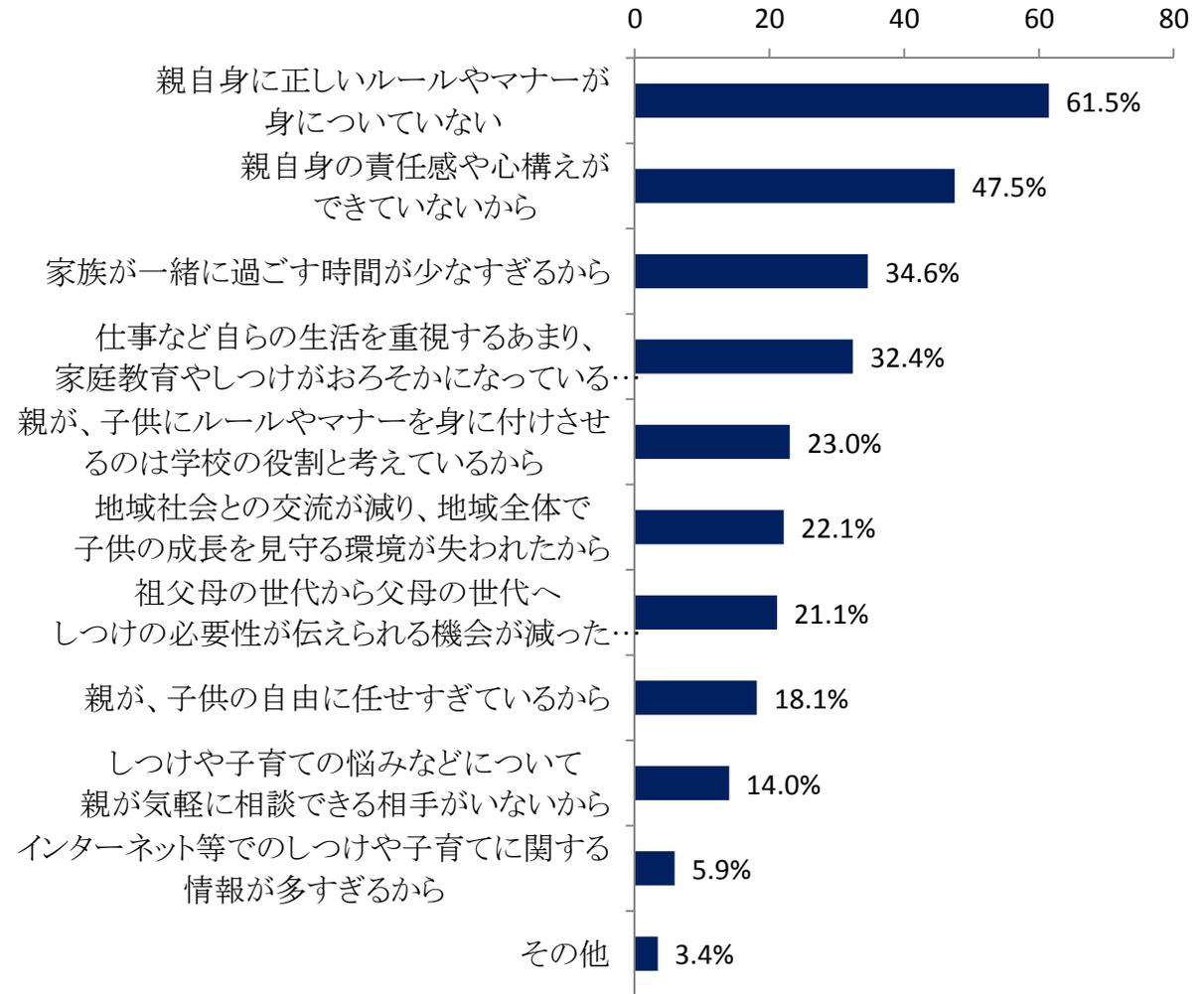
各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価する。

子供をとりまく地域や家庭の変化

守られていないルールやマナーについて(%)



「家庭の教育力」が低下した理由(%)

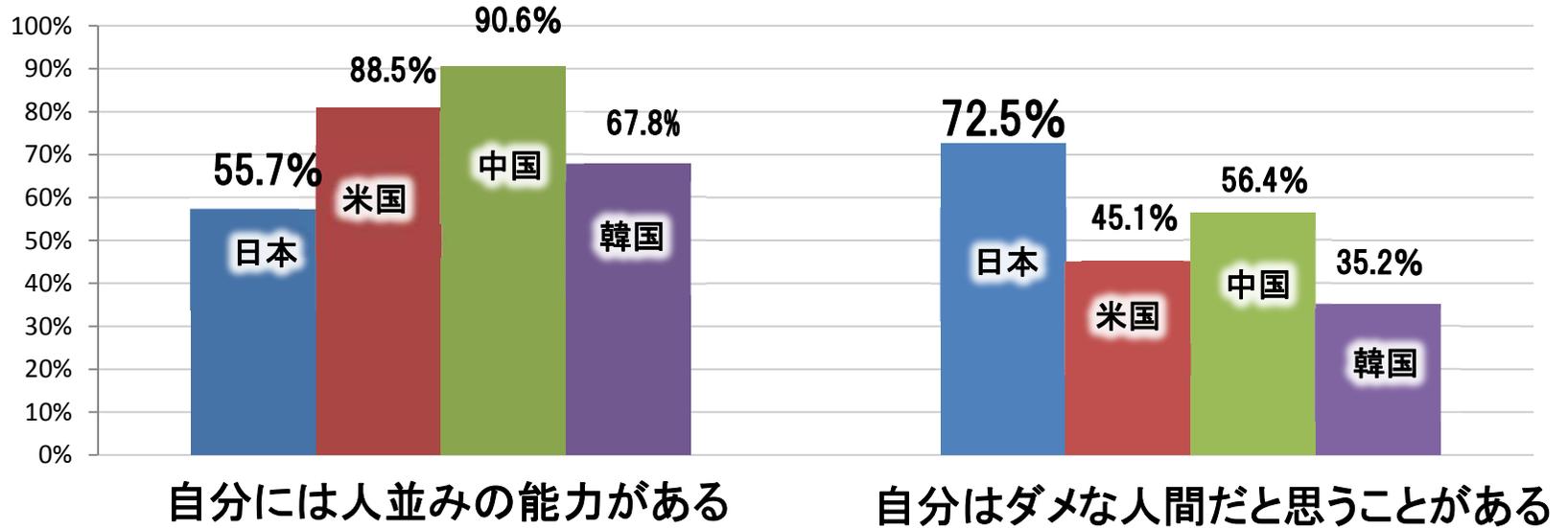


「平成26年度第6回インターネット都政モニターアンケート結果 家庭と地域で取り組む子供の健全育成」(平成27年2月2日東京都生活文化局)より

小・中学校学習指導要領改訂の背景④

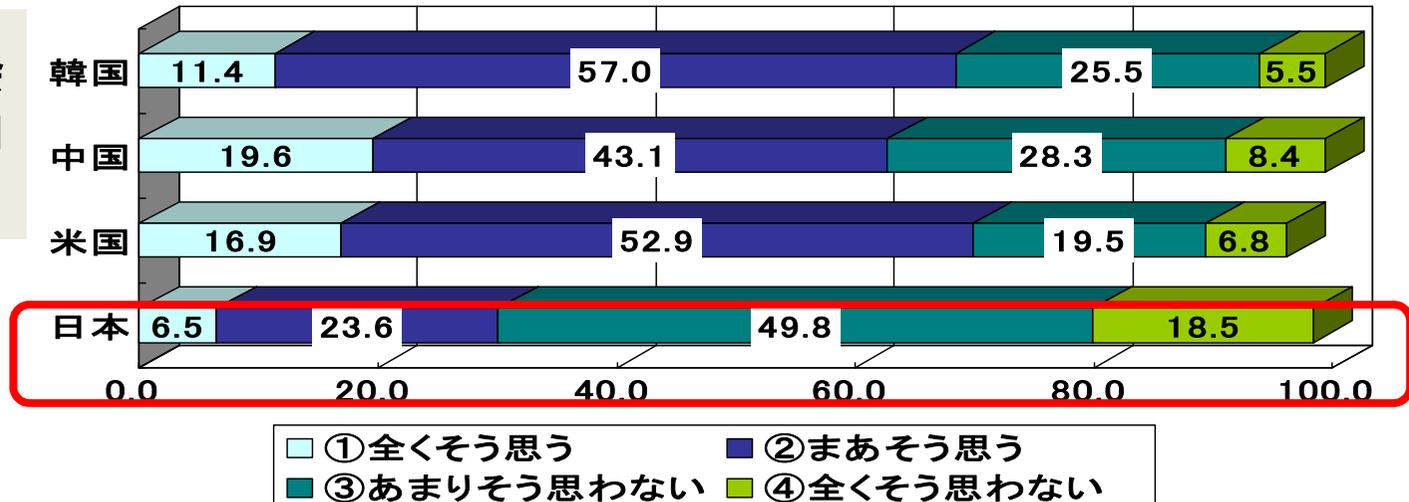
諸外国に比べて低い、高校生の自己肯定感や社会参画への意識

自分の性格評価 (高校生)



(出典) (財) 国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」(2015年8月)より文部科学省作成

問「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」 (高校生)



(出典) (財) 一ツ橋文芸教育振興協会, (財) 日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 - 日本・アメリカ・中国・韓国の比較 - (2009年2月)」より文部科学省作成

● グローバル化の進展

(様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重しあいながら生きること)

● 情報通信技術など、科学技術の進歩

(コミュニケーションや対人関係の変化、技術革新による新たな倫理的問題)

● かつてないスピードでの少子高齢化の進行

(家庭や地域の変化、誰も経験したことのない状況下での社会の持続、発展)



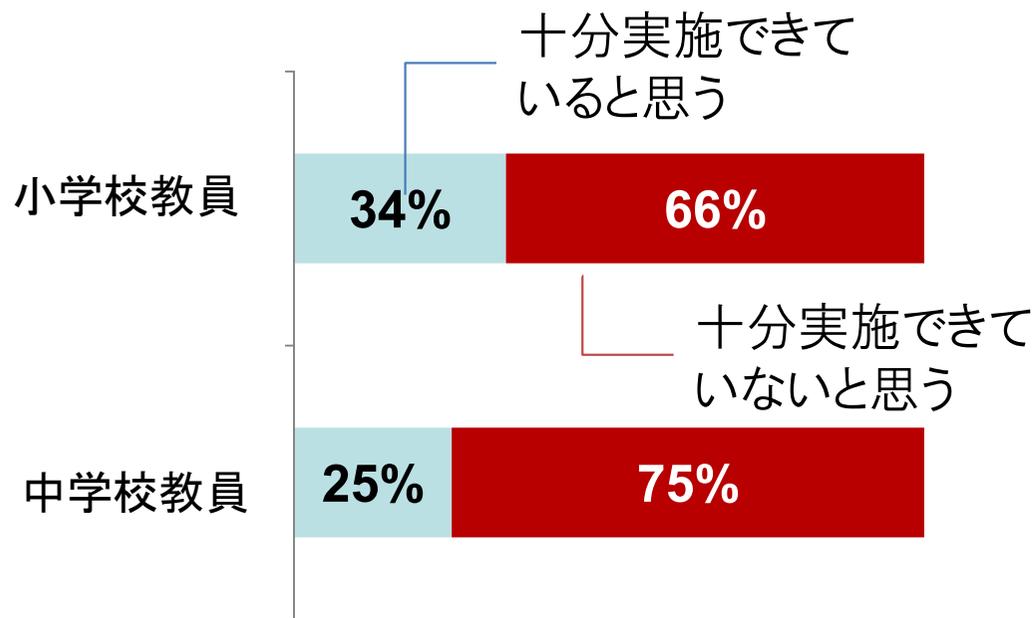
一人一人が、道徳的価値の自覚のもと、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることが重要

こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たす必要

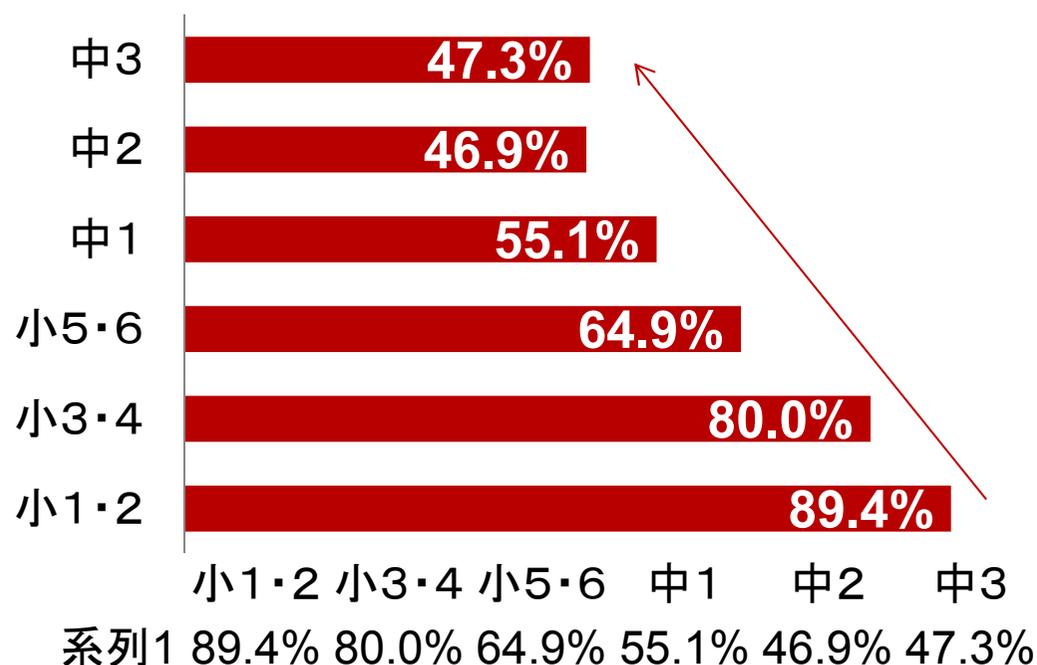
道徳教育の実施状況

- ・道徳の授業を十分実施できていると思う教員は小学校で3人に1人、中学校では4人に1人。
- ・学年が上がるにつれて道徳の授業を楽しんでいる割合が低下。

道徳の授業の実施状況の受け止め(教員)



道徳の授業を楽しんでいるあるいはためになると感じている割合(児童生徒)

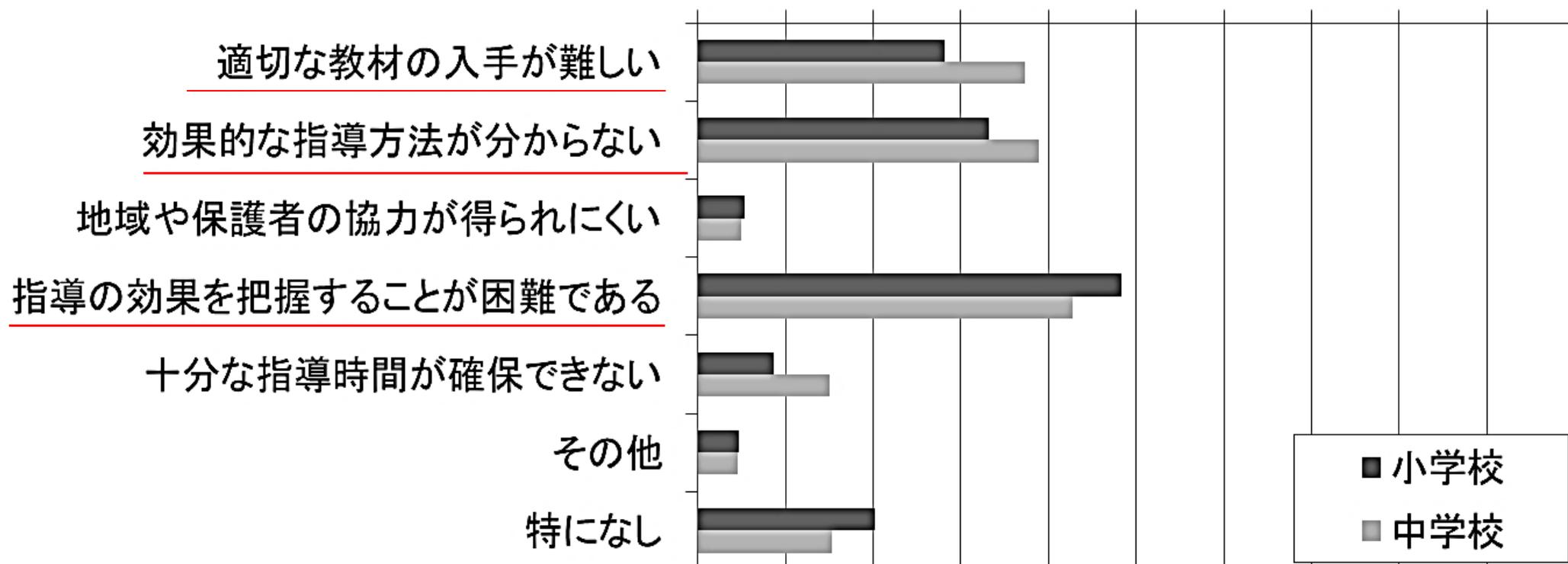


小・中学校ともに、道徳教育を実施する上での課題としては、

- ・ **指導の効果**を把握することが困難（小学校48.3%、中学校42.7%）
- ・ **効果的な指導方法**が分からない（小学校33.2%、中学校38.9%）
- ・ **適切な教材**の入手が難しい（小学校28.1%、中学校37.3%）

との順となっている。（複数回答可）

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

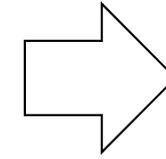


道徳教育の課題と特別教科化がめざすもの

(「道徳教育の在り方に関する懇談会」報告書(H25.12.26)における指摘より)

量的課題

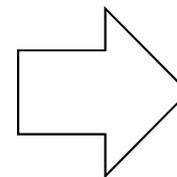
- 歴史的経緯に影響され、いまだに 道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- 他教科等に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないか。



年間35時間単位
時間が確実に
確保されるという
量的確保

質的課題

- 教員をはじめとする 教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- 学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。

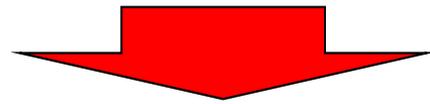


子供たちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考えてその自覚を深めるという
質的転換

教育再生実行会議第一次提言

教育再生実行会議第一次提言「いじめ問題等への対応について」(平成25年2月)
「いじめ問題が深刻な事態にある今こそ、制度の解決だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。」

「しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。」



提言(道徳教育に関する部分)

- ◆ 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
- ◆ 効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。
- ◆ 道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。

教育再生実行会議第一次提言を受け、文部科学省に「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置し、
(1)「心のノート」の内容の見直し
(2)教員の指導力向上
(3)道徳の教科化に向けての論点整理
などについて検討。

「今後の道徳教育の改善・充実方策について(報告)(平成25年12月)」

- 道徳教育の目標とその要である「道徳の時間」の目標をわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化
- 発達段階ごとに特に重視すべき内容を明確化するとともに、児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及
- 道徳教育は、数値による評価は今後とも実施せず、多様な評価方法を検討。
- 道徳の時間を、例えば、「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付け、所要の改善を行うことについて専門的に検討すべき
- 「心のノート」の全面改訂
- 「特別の教科 道徳」(仮称)に教科書を導入し、検定教科書とする
- 学級担任が、「特別の教科 道徳」(仮称)の指導を行うことを引き続き原則とし、道徳教育に優れた指導力を有する教員を「道徳教育推進リーダー教師」(仮称)として加配措置
- 教員研修等の充実、養成の改善
- 地域社会との連携・協力体制の構築、社会全体で道徳教育に取り組む気運を高める

中央教育審議会の答申

「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」平成26年10月21日

平成26年10月21日に中央教育審議会は「道徳に係る教育課程の改善等について」を答申。
道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付け、検定教科書を導入することなどを提言。

【答申の概要】

- ① 道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。中心となる教材として、検定教科書を導入。
- ② 道徳教育の目標は簡潔な表現に改め、「特別の教科 道徳」(仮称)の目標は、判断力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして提示。
- ③ 道徳教育の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善。情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実。
- ④ 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導、問題解決的な学習、小・中学校の違いを踏まえた指導など、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善。家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。
- ⑤ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実。数値などによる評価は不適切。

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「**特別の教科 道徳**」(「**道徳科**」)(引き続き週1時間)として**新たに位置付ける**(平成27年3月27日)

【特別の教科】

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ❑ 道徳科に**検定教科書を導入**
- ❑ 内容について、**いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善**
「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ❑ **問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫**
- ❑ 数値評価ではなく、**児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握**

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

【これまでの小学校学習指導要領】

〔第1学年及び第2学年〕

- 1 主として自分自身に関する
こと
(1)健康や安全に気を付
け、
.....
- 2 主として他の人とのかかわ
りに関する
こと
(1)...

これまでは、学年ごと
に指導内容を列記し
ていた。

より体系的に

キーワードを設け、
各項目ごとに各学年
の指導内容を整理。

【改正後の小学校学習指導要領】

- A 主として自分自身に関すること
〔善悪の判断、自立、自由と責任〕
〔第1学年及び第2学年〕
よいことと悪いこととの区別をし……
〔第3学年及び第4学年〕
正しいと判断したことは、……
〔第5学年及び第6学年〕
自由を大切にし、……
〔正直、誠実〕、「節度、節制」……

○ 1-(1)などのように数字を用いた略称ではなく、キーワードで端的に表現することにより、指導する内容が伝わりやすくなる。

○ 内容項目全体の一貫性がわかりやすくなるとともに、発達の段階ごとの違いも意識しやすくなる。

小・中学校における道徳科の目標及び内容

【「特別の教科 道徳」の目標】

- 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※括弧書きは中学校

【「特別の教科 道徳」の内容構成】

- 道徳教育の内容として、以下の4つの視点から具体的な内容項目を提示。
 - A 主として自分自身に関する事
 - B 主として人との関わりに関する事
 - C 主として集団や社会との関わりに関する事
 - D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事

小学校 道徳科の内容項目

小学校の内容項目を表すキーワード

A 主として自分自身に関すること

- 善悪の判断, 自律, 自由と責任(低、中、高)
- 正直、誠実(低、中、高)
- 節度、節制(低、中、高)
- 個性の伸長(低、中、高)
- 希望と勇気、努力と強い意志(低、中、高)
- 真理の探究(高)

B 主として人との関わりに関すること

- 親切、思いやり(低、中、高)
- 感謝(低、中、高)
- 礼儀(低、中、高)
- 友情、信頼(低、中、高)
- 相互理解、寛容(中、高)

C 主として集団や社会との関わりに関すること

- 規則の尊重(低、中、高)
- 公正、公平、社会正義(低、中、高)
- 勤労、公共の精神(低、中、高)
- 家族愛、家庭生活の充実(低、中、高)
- よりよい学校生活、集団生活の充実(低、中、高)
- 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度(低、中、高)
- 国際理解、国際親善(低、中、高)

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

- 生命の尊さ(低、中、高)
- 自然愛護(低、中、高)
- 感動、畏敬の念(低、中、高)
- よりよく生きる喜び(高)

中学校 道徳科の内容項目

中学校の内容項目を表すキーワード

A 主として自分自身に関すること

- 自主、自律、自由と責任
- 節度、節制
- 向上心、個性の伸長
- 希望と勇気、克己と強い意志
- 真理の探究、創造

B 主として人との関わりに関すること

- 思いやり、感謝
- 礼儀
- 友情、信頼
- 相互理解、寛容

C 主として集団や社会との関わりに関すること

- 遵法精神、公德心
- 公正、公平、社会正義
- 社会参画、公共の精神
- 勤労
- 家族愛、家庭生活の充実
- よりよい学校生活、集団生活の充実
- 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
- 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
- 国際理解、国際貢献

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

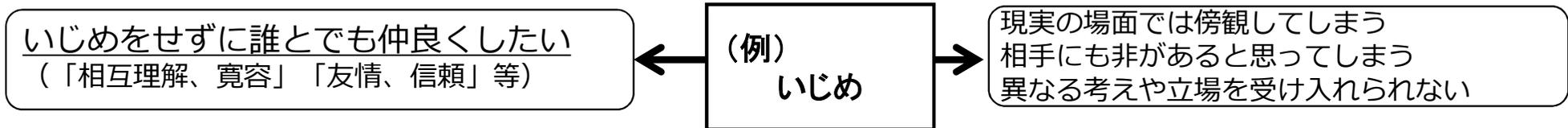
- 生命の尊さ
- 自然愛護
- 感動、畏敬の念
- よりよく生きる喜び

■ 質的転換に向けて

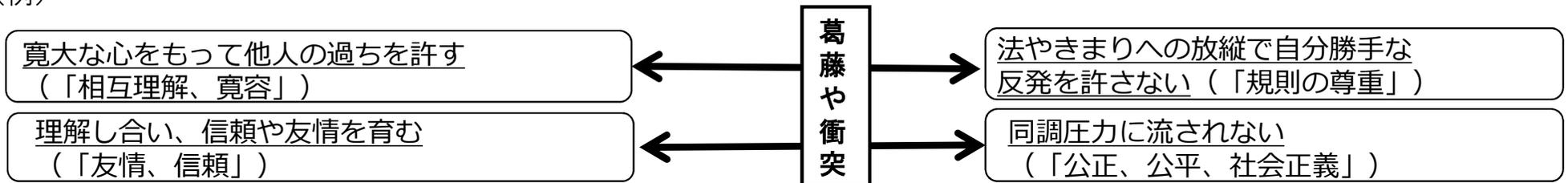
道徳的価値に迫る読み物の活用や、道徳的価値に関する問題解決的な学習・体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた授業を各学校において展開する。

問題場面から考える学習の(例)

○道徳的価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とできない自分との葛藤から生じる問題
(例)



○複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題
(例)



- ・ 「自分ならどうするか」という観点から道徳的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考える。
- ・ 他者との合意形成や具体的な解決策を得ること自体が目的ではなく、多面的・多角的な思考を通じて、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深める。

「私たちの道徳」について

趣旨

- 「私たちの道徳」は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材。

特徴

- 道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することを期待。
- 学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げるとともに、いじめの問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実を図る。

■ 小学校1・2年



●160ページ

■ 小学校3・4年



●176ページ

■ 小学校5・6年



●192ページ

■ 中学校



●240ページ

児童生徒の全員に配布し、平成26年度から全国の小・中学校で使用

「私たちの道徳」の活用

平成28年度配布の「私たちの道徳」では、学習指導要領の一部改訂の趣旨や、新たに追加された内容などにも対応

【例】 ●小学校5・6年
「権利とは、義務とは何だろう」

権利をもち、義務を果たすことについて考えさせる。

権利

ある物事を、自分の意思によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格や能力。

義務

人がそれぞれの立場に応じてしなければならないこと。

●権利や義務について、学んだことや考えたことをまとめてみましょう。

私たちは、一人一人が権利をもち、義務を果たしながら社会の中で共に生活しています。

だれかが一方的に自分の権利ばかりを主張して義務を果たさなかったり、一方的に義務だけをおし付けられたりするようなことがあったら、どうなるでしょうか。私たちの生活や社会はうまくいくでしょうか。

●先人の伝記などから、人間としての誇りある生き方について考えてみよう。

小学校五・六年

●中学校

・「あなたならどう考え、行動しますか」

すぎはら ちうね
杉原千畝氏の「命のパスポート」を題材に、人間としての誇りある生き方について考えさせる

・「科学技術の発展と生命倫理」

あなたならどう考え、行動しますか。

杉原千畝 (1900-1986)

杉原千畝は、第二次世界大戦中、リトアニアに外交官として赴任していました。ナチスドイツの迫害によりヨーロッパ各地から逃れてきたユダヤ人などの難民を目的にして、自らの判断で通過ビザ(通過書)を発行し、約六千人の命を救いました。

私も、何をかくそう、回訓を受けた日、一晩中考えた。(中略)

ユダヤ民族から永遠の恨みを買ってまで、旅行書類の不備、公安配慮云々を盾にとつて、ビザを拒否してもかまわないが、それが果たして、国益に叶うことかというのか。

苦慮、煩悶の揚句、私はついに、人道、博愛精神第一という結論を得た。

そして私は、何も恐るることなく、職を賭して忠実にこれを実行し了えた。今も確信している。

杉原千畝の手記より

●先人の伝記などから、人間としての誇りある生き方について考えてみよう。

中学校

科学技術の発達と生命倫理

科学技術や医療の急速な発達により、これまで難しかった診断や治療が可能になった。一方で、そういった実態と、人間としての在り方や生命倫理との関係について、様々な角度から議論が行われるようになった。こうした課題について、私たちは今後、どのように考えていけばよいだろう。

●生命倫理に関する問題について、調べたり、話し合ったりしたことを書いてみよう。

道徳教育で育成する資質・能力

平成28年7月19日
中央教育審議会
教育課程部会
資料2

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

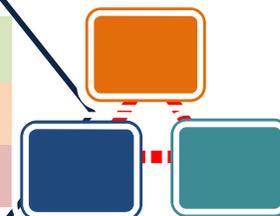
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

深い学び
対話的な学び
主体的な学び



29 学校教育については、些末な事実に基づく暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

教育課程企画特別部会「論点整理」（平成27年8月26日教育課程企画特別部会）より

（資質・能力の要素）

- （略）学習する子供の視点に立ち、育成すべき資質・能力を以下のような三つの柱（以下「三つの柱」という。）で整理することが考えられる。教育課程には、発達に応じて、これら三つをそれぞれバランスよくふくらませながら、子供たちが大きく成長していけるようにする役割が期待されており、各教科等の文脈の中で身に付けていく力と、教科横断的に身に付けていく力とを相互に関連付けながら育成していく必要がある。

i) 「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」

各教科等に関する個別の知識や技能などであり、身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。基礎的・基本的な知識・技能を着実に獲得しながら、既存の知識・技能と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、知識・技能の定着を図るとともに、社会の様々な場面で活用できる知識・技能として体系化しながら身に付けていくことが重要である。

ii) 「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」

問題を発見し、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の問題発見・解決につなげていくこと(問題発見・解決)や、情報を他者と共有しながら、対話や議論を通じて互いの多様な考え方の共通点や相違点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力しながら問題を解決していくこと(協働的問題解決)のために必要な思考力・判断力・表現力等である。

特に、問題発見・解決のプロセスの中で、以下のような思考・判断・表現を行うことができることが重要である。

- ・問題発見・解決に必要な情報を収集・蓄積するとともに、既存の知識に加え、必要となる新たな知識・技能を獲得し、知識・技能を適切に組み合わせ、それらを活用しながら問題を解決していくために必要となる思考。
- ・必要な情報を選択し、解決の方向性や方法を比較・選択し、結論を決定していくために必要な判断や意思決定。
- ・伝える相手や状況に応じた表現。

iii) 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」

上記のi)及びii)の資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、以下のような情意や態度等に関わるものが含まれる。

- ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考のプロセス等を客観的に捉える力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
- ・多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性等に関するもの。

「総則・評価特別部会、小学校部会、中学校部会、高等学校部会における議論のとりまとめ(案)」

(平成28年7月11日教育課程企画特別部会資料より)

(1) 資質・能力と「生きる力」との関係

- 現在、各学校段階及び全ての教科等について、次の三つの柱に基づき育成すべき資質・能力を明確にすることが議論されている。
 - ①何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)
 - ②理解していること、できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
 - ③どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)
- この三つの柱は、学校教育を通じて育む「生きる力」の要素を資質・能力の視点から整理したものであると言える。学力の三要素が「確かな学力」の要素を捉えたものであるのに対して、資質・能力の三つの柱は、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」の知・徳・体を総合的に捉えて構造化することを目指すものである。
- こうした資質・能力の三つの柱は、2030年に向けた教育の在り方に関するOECDにおける理念的枠組みや、本年5月に開催されたG7倉敷教育大臣会合における共同宣言に盛り込まれるなど、国際的にも共有されているところである。
- この資質・能力の三つの柱に基づき構造化された学習指導要領を手掛かりに、各学校が、学校教育目標や学校として育成を目指す資質・能力の明確化を図ることが重要である。特に「学びに向かう力・人間性等」については、各学校が子供の姿や地域の実情を踏まえて明確化していくことが求められる。

(略)

②「知識」とは何か、コンテンツとコンピテンシーの関係

- 現在議論されている「知識」とは、個別の事実的な知識のみを指すものではなく、学びの過程を通じて、既に持っている知識や経験と新しい知識とが結びつき、自分の中で構造化され、様々な場面で活用できるものとして習得される、いわゆる概念的な知識を含むものである。例えば、“何年にこうした出来事が起きた”という歴史上の事実的な知識は、“その出来事はなぜおこったのか”や“その出来事がどのような影響を及ぼしたのか”を追究する学習の過程を通じて、当時の社会や現代に持つ意味などを含めた概念的な知識として習得されていく。子供一人一人の中で構造化され活用されるようになることが重要であるが、教員がそのプロセスに関わることにより、知識としての客観性も保たれたものとなる。
- また、「技能」についても、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず、変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能の習熟・熟達に向かうことが重要である。例えば、走り幅跳びにおける走る・跳ぶ・着地するなど種目特有の基本的な技能は、それらを段階的に習得してつなげるようにするのみならず、類似の動きへの変換や他種目の動きにつなげることができるような気付きを促すことにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフの中で主体的に活用できる習熟した技能として習得されることになる。
- 概念的な知識や習熟した技能は、思考・判断・表現を通じて獲得されたり、その過程で活用されたりするものであり、また、社会との関わりや人生の見通しの基盤ともなる。このように、資質・能力の三つの柱は相互に関係し合いながら育成されるものである。知識というコンテンツと能力というコンピテンシーは相互に関係しあうものであり、資質・能力の育成のためには知識の量も重要となる。

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告) 平成28年7月22日道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議

- (略) そのような中、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力を備えることが求められている。
- だからこそ、中央教育審議会教育課程企画特別部会の「論点整理」(平成27年8月)においては、「確かな学力」、「健やかな体」、「豊かな心」をそれぞれ単独で捉えるのではなく、「何を理解しているか、何ができるか(知識・技能)」、「理解していること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」といった三つの柱で資質・能力を統合的に捉えている。
- 将来の変化を予測することが困難な時代には、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要となる。そのためには、自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ねて探究し、「納得解」(自分が納得でき周囲の納得も得られる解)を得るための資質・能力が求められる。そのような資質・能力の土台であり目標でもあるのが「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」であり、道徳性の育成はこのような観点からますます重要となっている。
- 資質・能力の三つの柱と道徳科との関係の整理に関する具体的な議論は中央教育審議会で行われるものであるが、本専門家会議においては、例えば、道徳科の学習活動に着目した捉え方として、
 - ・ 「何を理解しているか、何ができるか(知識・技能)」

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める。
 - ・ 「理解していること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める。
 - ・ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める。

というように、資質・能力の三つの柱に分節することはできないものの、それぞれ下線部分を重視するといった整理が考えられるとの議論がなされた。

2 道徳性を養うために行う道徳科における学習

(1) 道徳的諸価値について理解する

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。学校教育においては、これらのうち発達の段階を考慮して、児童一人一人が道徳的価値観を形成する上で必要なものを内容項目として取り上げている。児童が将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、道徳的価値の意義及びその大切さの理解が必要になる。

一つは、内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解することである。二つは、道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解することである。三つは、道徳的価値を実現したり、実現できなかつたりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということを前提として理解することである。道徳的価値が人間らしさを表すものであることに気付き、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深めていくようにする。

道徳科の中で道徳的価値の理解のための指導をどのように行うのかは、授業者の意図や工夫によるが、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うには、道徳的価値について理解する学習を欠くことはできない。また、指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

(2) 自己を見つめる

道徳的価値の理解について、価値理解、人間理解、他者理解について前述したが、道徳的価値の理解を図るには、児童一人一人がこれらの理解を自分との関わりで捉えることが重要である。人間としてよりよく生きる上で大切な道徳的価値を自分のこととして考えたり感じたりすることである。

自己を見つめるとは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの考え方、感じ方と照らし合わせながら、更に考えを深めることである。このような学習を通して、児童一人一人は、道徳的価値の理解と同時に自己理解を深めることになる。また、児童自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるようになる。

道徳科の指導においては、児童が道徳的価値を基に自己を見つめることができるような学習を通して、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解できるようにすることが大切である。

(3) 物事を多面的・多角的に考える

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童が多様な考え方や感じ方に接することが大切であり、児童が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。このように物事を多面的・多角的に考える学習を通して、児童一人一人は、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深め、更に自分で考えを深め、判断し、表現する力などを育むのである。

道徳科においては、児童が道徳的価値の理解を基に物事を多面的・多角的に考えることができるようにすることが大切である。道徳的価値の理解は、道徳的価値自体を観念的に理解するのではなく、道徳的価値を含んだ事象や自分自身の体験などを通して、そのよさや意義、困難さ、多様さなどを理解することが求められる。

このように、道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるという道徳的価値の自覚を深める過程で、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるのである。その中で、自己や社会の未来に夢や希望がもてるようにすることが大切である。

物事を多面的・多角的に考える指導のためには、物事を一面的に捉えるのではなく、児童自らが道徳的価値の理解を基に考え、様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

なお、例えば、発達段階に応じて二つの概念が互いに矛盾、対立しているという二項対立の物事を取り扱うなど、物事を多面的・多角的に考えることができるよう指導上の工夫をすることも大切である。

(4) 自己の生き方についての考えを深める

児童は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの道徳的価値の自覚を深める過程で、同時に自己の生き方についての考えを深めているが、特にそのことを強く意識させることが重要である。

児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。

その際、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めたり、自分自身の体験やそれに伴う考え方や感じ方などを確かに想起したりすることができるようにするなど、特に自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが重要である。

例えば、児童が道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止められるようにする。また、他者の多様な考え方や感じ方に触れることで身近な集団の中で自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめられるようにする。それとともに、これからの生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができるようにすることなどが考えられる。

道徳科においては、これらのことが、児童の実態に応じて計画的になされるように様々な指導を工夫していく必要がある。

なお、このことは中学校段階において、人間としての生き方についての考えを深めることに発展していく。

道徳教育の質的転換と指導方法の改善

「総則・評価特別部会、小学校部会、中学校部会、高等学校部会における議論のとりまとめ(案)

(平成28年7月11日教育課程企画特別部会資料より)

5. どのように学ぶか(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)

- 各学校は「カリキュラム・マネジメント」を通じて、子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を組み立てていくことが求められるが、このうち、「どのように学ぶか」の鍵となるのが、アクティブ・ラーニングの視点、すなわち子供たちの「主体的・対話的で深い学び」をいかに実現するかという学習・指導改善のための視点である。
- 社会で生きて働く知識や力を育むためには、子供たちが「何を学ぶか」という学習内容の在り方に加えて、それらの内容を「どのように学ぶか」という、学びの過程に着目してその質を高めていくことが重要である。世の中をどのような視点で捉え、どのような枠組みで考えたらいいのかという、物事に対する見方・考え方を身に付けて深く理解したり、多様な人との対話で考えを広げたり、学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけたりしていくという学びが実現されることによって、学校で学ぶ内容が、生きて働く知識や力として育まれることになる。こうした学びの過程が「主体的・対話的で深い学び」であり、こうした学びが実現するように、日々の授業を改善していくための視点を共有し取組みを活性化しようというのが、今回の改訂の主眼である。
- 教育方法に関するこれまでの議論においても、子供たちが主体的に学ぶことや、学級やグループの中で協働的に学ぶことの重要性は指摘されてきており、多くの実践も積み重ねられてきた。我が国では、教員がお互いの授業を検討しながら学び合い、改善していく「授業研究」が日常的に行われ、国際的にも高い評価を受けているが、そうした中で、子供が興味や関心を抱くような身近な題材を取り上げて、学習への主体性を引き出したり、少人数で対話しながら多様な考え方に気付かせたりするための工夫や改善が続けられてきている。こうした「授業研究」の成果は、日本の学校教育の質を支える貴重な財産である。
- 一方で、こうした工夫や改善の意義について十分に理解されないと、例えば、学習活動を子供の自主性だけに委ね、学習成果につながらない「活動あって学びなし」と批判される授業に陥ったり、特定の教育方法にこだわるあまり、指導の型をなぞるだけで学びにつながらない授業になってしまったりという恐れも指摘されている。
- こうした「主体的・対話的で深い学び」とは、特定の指導方法のことも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むためにはどのような学びが必要かを絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていけるようにすることで、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」を実現しようとする営みなのである。

- 「主体的・対話的で深い学び」については、「論点整理」を踏まえたその後の議論を通じて、以下のように整理されている。
 - ・習得・活用・探究の見通しの中で、**教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解や資質・能力の育成、学習への動機付け等につなげる「深い学び」**が実現できているか。
 - ・子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、**自らの考えを広げ深める「対話的な学び」**が実現できているか。
 - ・学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、**見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」**が実現できているか。

（「深い学び」と「見方・考え方」）

（略）

- 「深い学び」とは、「習得・活用・探究の見通しの中で、教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解や資質・能力の育成、学習への動機付け等につなげる」学びのことであると議論されている。その具体的な姿については、現在、中央教育審議会において検討中であるが、**学びの「深まり」の鍵となるものとして、全ての各教科等で議論されているのが、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。**今後の授業改善等においては、この「見方・考え方」が極めて重要になってくると考えられる。
- 子供たちが、**各教科等の学習において、様々な知識や力を身に付けていく過程の中で、“どのような視点で物事を捉え、どのように思考していくのか”という、物事を捉える視点や思考の枠組みも鍛えられていく。**例えば算数・数学においては、事象を数量や図形及びそれらの関係に着目して捉えて論理的に考えていくこと、国語においては、言葉の働きを捉えて自分の思いや考えを深めたり表現したりしていくことなどである。
- **こうした「見方・考え方」は、各教科等の学習の中で活用されるだけではなく、大人になって生活していくにあたっても重要な働きをするものとなる。**私達が社会生活の中で、データを見ながら考えたり、アイデアを言葉で表現したりする時には、学校教育を通じて身に付けた数学的な見方・考え方や、言葉に対する見方・考え方が活用されている。いわば、頭の中の道具箱にある「見方・考え方」を活用しながら、世の中の様々な物事を理解し思考し、よりよい社会や自らの人生を創り出していると考えられる。
- この「見方・考え方」は、知識・技能を構造化して身に付けたり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように**関わるかの視座を形成したりするために重要なものである。すなわち、資質・能力の三つの柱全てに深く関わる、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の教育と社会をつなぐものである。**子供たちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせられるようにすることにこそ、教員の専門性が発揮されると考えられる。（略）

道徳教育の質的転換(抄)

… これからの時代を生きる子供たちは、様々な価値観や言語、文化を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きていくことが今まで以上に重要となっており、中央教育審議会答申(「道徳に係る教育課程の改善等について」(平成26年10月21日))(以下「答申」という。)において「道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」と指摘されている所以である。

そのような中、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力を備えることが求められている。

○ だからこそ、中央教育審議会教育課程企画特別部会の「論点整理」(平成27年8月)においては、「確かな学力」、「健やかな体」、「豊かな心」をそれぞれ単独で捉えるのではなく、「何を理解しているか、何ができるか(知識・技能)」、「理解していること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」といった三つの柱で資質・能力を統合的に捉えている。

○ 将来の変化を予測することが困難な時代には、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要となる。そのためには、自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ねて探究し、「納得解」(自分が納得でき周囲の納得も得られる解)を得るための資質・能力が求められる。そのような資質・能力の土台であり目標でもあるのが「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」であり、道徳性の育成はこのような観点からますます重要となっている。

… このような現代的意義や価値を担い、学習指導要領の今次改訂の議論の中でますます重要な役割を果たすことが求められている道徳科は、学校教育における道徳教育の真の「要(かなめ)」として道徳教育の目標を達成するために、学校や児童生徒の実態に応じて、これからの時代を生きる児童生徒に育成すべき資質・能力を確実に身に付けることができるようにすることが求められている。

質の高い多様な指導方法(抄)

○ 道德教育の質的転換のためには、質の高い多様な指導方法の確立が求められており、本専門家会議においては多様な指導方法の実践的な取組についてヒアリングを行った。そこで出された道德科の質の高い多様な指導方法は「別紙1」に示すとおりであり、それぞれの特長は以下のとおりである。

① 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習

教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道德的諸価値の理解を深めることについて効果的な指導方法であり、登場人物に自分を投影して、その判断や心情を考えることにより、道德的価値の理解を深めることができる。

② 問題解決的な学習

児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道德的諸価値に関わる問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。

問題場面について児童生徒自身の考えの根拠を問う発問や、問題場面を実際の自分に当てはめて考えてみることを促す発問、問題場面における道德的価値の意味を考えさせる発問などによって、道德的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

③ 道德的行為に関する体験的な学習

役割演技などの体験的な学習を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することを通して、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。

問題場面を実際に体験してみること、また、それに対して自分ならどう行動をとるかという問題解決のための役割演技を通して、道德的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

……なお、「別紙1」に示した指導方法も例示に過ぎず、それぞれが独立した指導の「型」を示しているわけではない。それぞれに様々な展開が考えられ、例えば読み物教材を活用しつつ問題解決的な学習を取り入れるなど、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うことも考えられる。重要なことは、指導に当たっては、学習指導要領の趣旨をしっかりと把握し、指導する教師一人一人が、学校の実態や児童生徒の実態を踏まえて、授業の主題やねらいに応じた適切な工夫改良を加えながら適切な指導方法を選択することが求められるということである。

道德教育に係る評価の在り方

○改訂後の学習指導要領(特別の教科 道徳)

児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

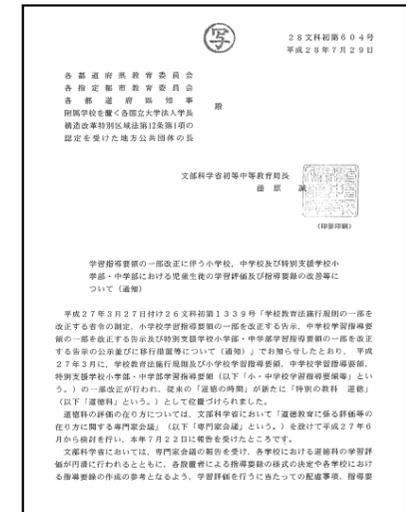
ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

具体的な方法を、道徳科の評価の在り方に関する専門家会議で検討

(H27.6~H28.7)

【基本的な方向性】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要



※専門家会議報告に基づき、道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、

平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知

＜道徳科の指導方法＞

- 単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく道徳科の質的転換を図るためには、学校や児童生徒の実態、主題やねらいに応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導方法を展開することが必要。

＜道徳科における評価の在り方＞

- 児童生徒の側から見れば、自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教師の側から見れば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料。
- 道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たって、
 - ・ 数値による評価ではなく、**記述式**とすること、
 - ・ **個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、**
 - ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、**児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)**として行うこと、
 - ・ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、**道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**といった点を重視すること、
 - ・ **道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること**が求められる。

※個人内評価・・・児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価

【道徳科の評価の方向性】

- 指導要録においては当面、一人一人の**児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子**について、発言や会話、作文・感想文やノートなどを通じて、
 - ・ 他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、**一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか**
(自分と違う意見を理解しようとしている、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的・多角的に考えようとしている等)
 - ・ 多面的・多角的な思考の中で、**道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**
(読み物教材の登場人物を自分に置き換えて具体的に理解しようとしている、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え考えようとしている等)
- **といった点に注目**して見取り、**特に顕著と認められる具体的な状況を記述**する、といった改善を図ることが妥当。
- 評価に当たっては、児童生徒が一年間書きためた感想文をファイルしたり、1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識して変容を見取るのは難しいため、年間35時間の授業という長い期間で見取ったりするなどの工夫が必要。
- 道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、**「各教科の評定」や「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要。**

＜発達障害等のある児童生徒への必要な配慮＞

- 児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮が必要。

＜条件整備＞

- 国や教育委員会等において、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件を例示。

様式 2（指導に関する記録）

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳			
I 観点別学習状況										学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6					
国語	国語への関心・意欲・態度									1			
	話す・聞く能力									2			
	書く能力									3			
	読む能力									4			
	言語についての知識・理解・技能									5			
社会	社会的事象への関心・意欲・態度									6			
	社会的な思考・判断・表現												
	観察・資料活用の技能												
	社会的事象についての知識・理解												
算数	算数への関心・意欲・態度									外国語活動の記録			
	数学的な考え方									観 点	学 年	5	6
	数量や図形についての技能									コミュニケーションへの関心・意欲・態度			
理科	数量や図形についての知識・理解									外国語への慣れ親しみ			
	自然事象への関心・意欲・態度									言語や文化に関する気付き			
	科学的な思考・表現												
	観察・実験の技能												
生活	自然事象についての知識・理解												
	生活への関心・意欲・態度									総合的な学習の時間の記録			
	活動や体験についての思考・表現									学 年	学 習 活 動	観 点	評 価
音楽	身近な環境や自分についての気付き									3			
	音楽への関心・意欲・態度												
	音楽表現の創意工夫												
	音楽表現の技能												

画像は小学校児童指導要録のイメージ
 （中学校生徒指導要録、特別支援学校小学部・中学部の児童指導要録・生徒指導要録も同様）

道徳科の評価の工夫に関する例 (本専門家会議における意見より)

- 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に集積して学習状況を把握すること。
- 記録したファイル等を活用して、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を記して伝えること。
- 授業時間に発話される記録や記述などを、児童生徒が道徳性を発達させていく過程での児童生徒自身のエピソード(挿話)として集積し、評価に活用すること。
- 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション、協働での問題解決といった実演の過程を通じて学習状況や成長の様子を把握すること。 ※成果物そのものを評価するわけではないことに注意
- 1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識してよい変容を見取ろうとすることは困難であるため、年間35単位時間の授業という長い期間の中でそれぞれの児童生徒の変容を見取ることを心掛けるようにすること。
- 児童生徒が1年間書きためた感想文等を見ることを通して、考えの深まりや他人の意見を取り込むことなどにより、内面が変わってきていることを見取ること。
- 教員同士で互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組むことにより、児童生徒の理解が深まり、変容を確実に確かむことができるようになること。
- 評価の質を高めるために、評価の視点や方法、評価のために集める資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通認識をもっておくこと。

(参考) 学習評価に関する学習指導要領等の規定

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(11) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄)

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うためには、評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、児童一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

評価に当たっては、児童の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、児童の学習意欲を喚起するようすることが大切である。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また、児童が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。

評価については、指導内容や児童の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に、相互評価や自己評価は、児童自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

(参考) 学習評価と指導要録について

<指導要録>

- 在学する児童生徒の学習の記録として各学校が作成するもの。(学校教育法施行規則第24条)
 - 様式は設置者が定める。国は記載に当たっての配慮事項や参考様式等を通知により示している。
 - 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなり、「指導に関する記録」としては、
 - ・行動の記録(小中のみ)
 - ・教科・科目の学習の記録 → 観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、評定(小3以上及び中高)
 - ・外国語活動(小のみ)、総合的な学習の時間、特別活動の記録
 - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。
- ※これらに加えて、「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を記録することになる。
- 児童生徒が進学する際・転学する際には、写しを進学先・転学先に送付する。
 - 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年

<調査書(いわゆる内申書)>

- 進学のための入学試験や就職に当たり、在籍校から受験先等に対して生徒の学習状況を伝えるために作成する書類。
- 校長は、生徒の進学に当たり、その生徒の進学しようとする学校に調査書を送付しなければならない。(学教法施行規則第78条等)
- 都道府県立高校入試に関する調査書の様式は各都道府県教育委員会が定めている。私立高校に関しては設置者が独自に定めている場合と、都道府県内の私立高校で共通の様式を作成している場合とがある。
- 一般的に、内容としては、教科・科目の学習の記録など、概ね指導要録の様式例に沿った形になっている。

<通知表・通信簿>

- 法令上の規定はなく、児童生徒の学習状況について保護者に対して伝えること等を目的に各学校が独自に行っているもの。
- 各学校が独自に行っているものであり、国として様式の例示等は例示してはいない。指導要録の様式に対応した内容を学期ごとに通知する形が一般的。

学校教育全体で行う道徳教育

小・中学校における道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要に学校の教育活動全体を通じて実施する。

○小学校学習指導要領(平成27年3月告示)(抄)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

道徳教育全体の目標

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

第3章 特別の教科 道徳

道徳科の目標

○ 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※括弧書きは中学校

・小・中学校においては、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとされている。

○小学校学習指導要領(平成27年3月告示)(抄)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、**学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点**で、その**目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。**
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

高等学校の道德教育

- 昭和20年 公民教育刷新委員会答申
 - ・公民教育の大綱を示す 修身と公民を統合することを構想
- 昭和22年 高等学校学習指導要領一般編(試案)
 - ・新教科「社会科」の設置 修身・公民・地理・歴史などの教科の内容を融合
- 昭和26年 高等学校学習指導要領一般編(試案)
 - ・学校教育のあらゆる機会をとらえて道徳教育を行うことを明記
- 昭和35年 **高等学校学習指導要領の告示** (小・中学校学校は33年)
 - ・「倫理・社会」(2年次必修)「政治・経済」(3年次必修)設置
(小・中学校には週1単位時間の道徳の時間を特設)
- 昭和45年 高等学校学習指導要領の改訂
 - ・道徳教育目標の一層の明確化
- 昭和53年 高等学校学習指導要領の改訂 (小・中学校は52年)
 - ・家庭や地域社会との相互理解、連携について明記
 - ・社会科に「現代社会」設置
- 平成元年 高等学校学習指導要領の改訂
 - ・「人間としての在り方生き方に関する教育」を明記 ・「公民科」設置
(小・中は道徳教育の全体計画を作成することを明記)
- 平成11年 高等学校学習指導要領の改訂(小・中学校は10年)
- 平成21年 高等学校学習指導要領の改訂(小・中学校は20年)
 - ・道徳教育の全体計画を作成することを明記
(小・中は道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること、校長をはじめとして全教師が協力して道徳教育を展開することを明記)

「道徳に係る教育課程の改善等について」(答申)において小・中学校における道徳の「特別の教科」化が提言されるとともに、その他改善が求められる事項として 高等学校における道徳教育の充実についても言及。

【高等学校関係】

また、高等学校段階は、一人一人が人生を歩んでいく上での手掛かりや内面的な基盤を確立すべき時期であり、哲学や宗教などに関する基礎的な教養を養うとともに、今日的な課題に関する多角的、批判的、創造的な議論の経験を重ねることなどが求められる。このことを通じ、国家及び社会の責任ある一員として必要な教養や行動規範などを身に付けていくことが期待される。

55 しかしながら、一部の地方公共団体において、高等学校での道徳教育のために一定の授業時数を確保し、必修化するなどの取組は見られるものの、全体としては、高等学校における人としての在り方や生き方に関する中核的な指導の場は、十分には担保されていない。こうしたことから、高等学校学習指導要領の次期全面改訂に向けて、社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目の設置に関する検討なども踏まえ、道徳教育の改善のための検討を行うことが必要である。

なお、今回の審議においては、幼稚園から高等学校段階までを通じて、現行の小・中学校の学習指導要領に示されている道徳の内容項目に相当するものを一覧にして作成することや、高等学校での道徳教育の要として、例えば「人生科」のような名称で中核的な指導の場を設けることなどについての意見もあった。

高等学校における道德教育は、「人間としての在り方生き方」に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて実施する。

○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)(抄)

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

道德教育全体の目標

2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

高等学校における道德教育は、学校教育全体で展開するが、その中でも公民科の現代社会及び倫理、特別活動を「中核的な指導の場面」として重視して指導を行うこととしている。

○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)(抄)

第2章 各学科に共通する各教科

第3節 公民

第1款 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解をめさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

第2款 各科目

第1 現代社会

1 目標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

第2 倫理

1 目標

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)(抄)

第5章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)(抄)

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 指導計画の作成に配慮すべき事項

- (4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

○高等学校学習指導要領解説 総則編(平成21年11月)(抄)

第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 教育課程編成の一般方針

2 道德教育(第1章第1款の2)

(1) 高等学校における道德教育

ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道德教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、**公民科**については、**人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める**ことを重視している。

「**現代社会**」では、科目の導入において、**社会の在り方を考察する基盤**として、**幸福、正義、公正等について理解**させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる**現代社会の諸課題を取り上げて考察**させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど**課題を探究させる学習**を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。

「**倫理**」では、**人間としての在り方生き方への関心**を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて**自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに**、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、**社会の一員としての自己の生き方を探求**できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている(総則第3款の1の(1))。

次に、**特別活動**は、今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、**よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成**を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を一層充実している。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、**社会において自立的に生きることができるよう**にするため、**社会の一員としての自己の生き方を探求**するなど、**人間としての在り方生き方に関する指導が行われるように**することとし、その一層の充実を図っている。

指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要がある(学習指導要領第5章特別活動 第3の1の(4))。

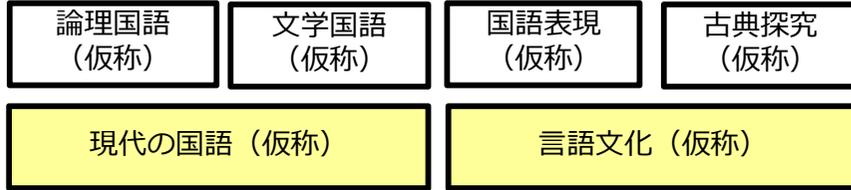
高等学校の教科・科目構成について(案)

(科目構成等に変更があるものを抜粋)

☐…共通必修 ☐…選択必修

※ グレーの枠囲みは既存の科目

国語科



外国語科

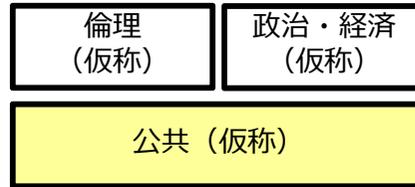


※英語力調査の結果やCEFRのレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応なども踏まえ検討。

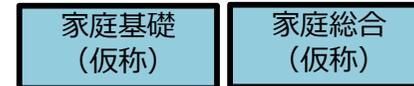
地理歴史科



公民科



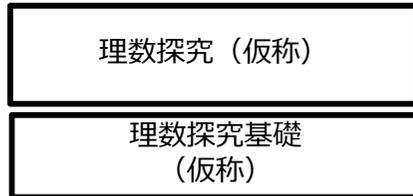
家庭科



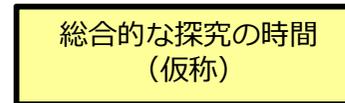
情報科



理数科



総合的な探究の時間 (仮称)



※ 理数探究(仮称)の新設などの状況も踏まえ、探究する能力を育むための総仕上げとして位置付け。

数学科



理科



高等学校地理歴史科、公民科に置かれる各科目のイメージ（案）

平成28年6月27日
教育課程部会
高等学校の地歴・公民科科目
の在り方に関する特別チーム
資料8

地理歴史科

公民科

現代社会の諸課題の解決を視野に入れて考察（各科目について主として「空間」・「時間」及び「現代社会の構造等」に着目）

新
必
履
修
科
目

「地理総合(仮称)」

持続可能な社会づくりを目指し、環境条件と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的な諸課題を考察する

「歴史総合(仮称)」

歴史の推移や変化を踏まえ課題の解決を視野に入れて、世界とそこにおける日本について、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する

「公共(仮称)」

現代社会の諸課題の解決に向けて、自立するとともに他者と協働して、公共的な空間を作る主体として選択・判断の基準を身に付け、考察する

新
選
択
科
目

「地理探究(仮称)」

世界の諸事象を系統的に、諸地域を地誌的に考察し、現代日本に求められる国土像の在り方について探究する

「日本史探究(仮称)」

我が国の歴史の展開について、世界の歴史や歴史を構成する様々な要素に着目して、総合的に広く深く探究する

「世界史探究(仮称)」

世界の歴史の大きな枠組みと展開について、地理的条件や日本の歴史と関連付けて、広く深く探究する

「倫理(仮称)」

他者と共に生きる主体を育むために、現代に生きる人間の倫理的課題について探究し、自立して思索する

「政治・経済(仮称)」

国家及び社会の形成に、より積極的な役割を果たす主体を育むために、現実社会の諸課題を広く深く探究する

必履修科目で育んだ理解や技能を用いて、より専門的な視野から広く深く探究

※ 地理歴史科については、新必履修科目の名称としては、両者を習得することによって当該教科の高等学校における目標を達成するために必要とされる資質・能力を育む科目として両科目に「総合」を付すとともに、生徒の興味・関心や進路等に応じて「総合科目」を基盤に、より専門的な視野から考察を深め、探究を行う科目について「探究」を付すこととしてはどうか。

※ 公民科については、自立した主体として他者と協働して社会に参画し、公共的な空間を作る主体を育むことを目指す科目の内容を端的かつ適切に示すことが可能なものとして「公共(仮称)」とするとともに、選択科目については地理歴史科と同様に探究を行う科目であるが、学習対象である「倫理」については「探究」がその本質的な内容の一部であることから、「倫理探究」といった科目名はなじまず、また、「政治・経済」のみに「探究」を付すことは、同一教科に置かれる同一の性格を持つ科目の名称について混乱させるおそれもあることから、「倫理(仮称)」、「政治・経済(仮称)」とすることとしてはどうか。

各高等学校は、教育活動全体を通じて行う**道德教育の全体計画**を作成することとなっている。
(平成21年改訂から規定。小、中学校は平成元年改訂より規定。)

○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)(抄)

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に配慮すべき事項

- (4) 全教師が協力して道德教育を展開するため、第1款の2に示す道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その**全体計画**を作成すること。

高等学校における道德教育は、**人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行う**ことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

(高等学校学習指導要領解説 総則編より)

(ア)国語科

…国語による**表現力と理解力**とを育成するとともに、**人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力**を高めることは、**学校の教育活動全体で道德教育を進めていく上で、基盤となる**ものである。また、**思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨く**ことは、**道徳的心情や道徳的判断力を養う基本**になる。さらに、**言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度**を育てることは、**伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度**を育成することなどにつながるものである。

(イ)地理歴史科

…**我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識**を深めることは、**伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献すること**などにつながるものである。

(ウ)数学科

…生徒が**事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力**を高めることは、**道徳的判断力の育成**にも資するものである。また、**数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度**を育てることは、**工夫して生活や学習をしようとする態度**を育てることに資するものである。

(エ)理科

…自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、**自然と人間とのかかわりについて認識**を深めさせることは、**生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度**の育成につながるものである。また、**目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力**を育て、科学的な自然観を育成することは、**道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度**を育てることに資するものである。

(オ)保健体育科

…運動の実践は、**技能の獲得**とともに、**ルールやマナーを大切にしようとする**、**自己の責任を果たそうとする**、**チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成**にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、**粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度**が養われる。また、**健康・安全についての理解**は、**健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながる**ものである。

(カ)芸術科

…**芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながる**ものである。また、**芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成**に資するものである。

(キ)外国語科

…**外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながる**ものである。

(ク)家庭科

…**生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながる**ものである。また、**家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとする**ことにつながるものである。

(ケ)情報科

…**情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながる**ものである。

人間の在り方生き方の教育(高等学校)における資料(教材)作成への取組

- ①茨城県教育委員会 「ともに歩む」 平成19年度～
「道德プラス」 平成28年度～
- ②埼玉県教育委員会 「明日をめざして」 平成21年度～
- ③岩手県教育委員会 「こころの道標」
- ④香川県教育センター 「みち」
- ⑤千葉県教育委員会 「明日への扉」 平成25年度～
「明日への扉Ⅱ」 平成27年度～
- ⑥愛知県教育委員会 「明日を拓く」
- ⑦東京都教育委員会 「奉仕」 平成19年度～
「人間と社会」 平成28年度～

高等学校道德教育に関する研修の実施

広島県教育委員会

各高等学校担当者悉皆の夏期研修会の実施(平成26年度～)

県が策定した「学びの革新」アクションプランに基づき、全校で道德教育の推進担当者を明確化し、研修を実施

学校教育全体を通じた道徳教育の推進の事例

※各学校の研究報告書等を元に文部科学省で整理

広島県立河内高等学校

校訓を生かした道徳教材作りを通して、豊かな心を持ち人間としての在り方生き方の自覚を深める道徳教育を推進。

・校訓をもとにしたキャラクターの作成

校訓「心美体健」をもとに「心美ちゃん」「体健くん」を作成

・「短歌コンテスト」

校訓を元にした2つの文末(「心美し」「体健やか」)で終わる短歌を募集、全校生徒が参加

・「写真コンテスト」

文化祭のテーマに沿った写真を全校生徒から募集・展示することで、お互いの友情や愛情を認識するとともに、美しさに対する感性や感動する心を育てる

・「あいさつプラス1」

挨拶に加えて一言声をかけることにより、自己肯定感を高める積極的な生徒指導

・教育活動全体における役割付与

就職・進学が内定した3年生による1,2年生への進路講演、学校全体行事での役割分担、講演会行事における講演者に対し学年代表と謝辞を述べる役割等を多く付与し、自己有用感を高める

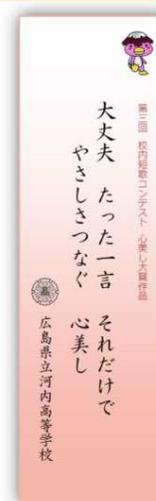
・校訓を使った自己チェック(『心美度・体健度チェック』)

『心美度』(礼儀、感謝、思いやり、奉仕、友情、悪口・陰口を言わない、いじめをしないなど)『体健度』(部活動、睡眠、朝食・間食を含めた食生活、ゲームや携帯電話・スマホの時間など)それぞれを100点満点で自己採点し、改善方策を考えさせる

・地域ボランティア、防犯等の啓発活動への参加 など

成果 「自分には良いところがあると思う」生徒 (H26.6)57.7%→(H27.12)65.8%

「自校の道徳教育は充実していると思う」教員 23.8%→95.6%



「心美体健」度達成調査 平成27年 月 日
生徒指導部・1学年

年 組 番 名前

4月からのあなたの心美体健度を自己採点(100点満点)するとそれぞれ何点ですか。また、それを100点にするためにはどうしたらいいでしょうか?

心美度 点
○キーワード

礼儀、感謝、思いやり、奉仕、友情、悪口・陰口を言わない、いじめをしないなど

◆今後どうやったら100点になりますか?

体健度 点
○キーワード

部活動、睡眠、朝食・間食を含めた食生活、ゲームや携帯電話・スマホの時間など

◆今後どうやったら100点になりますか?



学校教育全体における道德教育の検証、改善・充実を図った事例

従来から伝統的な学校行事(新入生オリエンテーション、強歩大会など)を中心に特別活動や部活動が活発に行われていたが、生徒たちがどのように取り組み、効果を上げ、影響を与えているかなどが明らかでなかったため、活動を検証し改善・見直し(H21.22)

・全教職員による見直し作業

全教職員参加の調査により、当校生徒にみられる道德性、今後さらに指導を行い身につけさせたい道德性を明確化。道德教育の必要性、今後の方針を共有。

・生徒の在り方生き方についての意識を把握

中学校学習指導要領解説を参考に作成。「集団や社会との関わりに関すること」を課題として把握。

・「1人1指導案1実践」による授業内実践

各教科・科目の日頃の授業実践に道德教育の視点(→右表)

・「1部活1ボランティア」

部活動ごとに、幼児への体育指導、地域の水質調査への協力などの地域ボランティアを実践

・ホームルーム活動と総合的な学習の時間の活用

LHRにおいて話し合い活動が少ない現状を踏まえ、クラス内の他者理解を中心に計画。LHRと総合的な学習の時間の2時間を1セットとし、前・後期各1回(3年生は前期のみ)

・校長講話を利用した道德教育

校長が全校集会(夏・冬休業前集会)で話した内容を教室に戻り振り返る。(講話を簡潔にまとめ、学んだこと・印象に残ったこと、抱負や目標・努力したいことは何かを記述。)

・道德教育全体計画を保護者に配布、外部講師の講演会に保護者も参加

	主題名【資料名】・内容	ねらい
国語	友情と恋愛【夏目漱石「こころ」】→友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。	同じ女性に恋愛感情を抱いた友人同士は、友情と恋愛のどちらを選択及び村長するのが望ましいか、について考える。
地歴	自然環境と防災 →自然愛護、生命尊重、公德心・社会連帯	自然を愛護し、畏敬の念を見出す。また、生命の尊さを理解しかけがえのない自他の生命を尊重する。
公民	青年期の意義と自己形成の課題 →自己の再認識、在り方生き方、友の大切さ	悩みという視点から、自己を見つめ、充実した生き方を模索する。悩みを相談できる仲間との信頼や友情を深めることの大切さに気づく。
数学	誕生日問題を考える【確率】 →他者理解	自分の考えをまとめ発表することができる。また、他者の意見を認め、お互いを高め合うことができる。
理科	いろいろな遺伝現象 性染色体と性決定 →生命尊重、自然現象の理解	ヒトは、親から受け継いだ遺伝的な性質が一人一人異なることを知り、各々がかけがえのない存在であることを理解する。
保健	自分の心を知る →健康	自分の心を知ることにより、感情コントロールが意識できるようになる
体育	ペースランニングで自分の心身への効果を知る →自己の向上	運動が脳のホルモンに影響することを理解し、感情コントロールの一つの方法として日常生活に少しでも活用できるようになる。
家庭	育つ・育てる・育ち合う保育 →命ははぐくむこと、命の重さ、命への責任	人間形成の体制津さ、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
情報	無料なら配ってもいいの？(著作権・音楽配信)→正義、社会の秩序と規律	情報を発信するに当たっての責任について考えさせる
芸術	追求し続ける価値 →自己を見つめ、個性伸長、理想の実現、個性尊重、他者理解	理想を追求し、努力し続けることの価値と、人とのつながりの大切さについて考えさせる

多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件(抄)

- (略)まず、文部科学省においては、各教育委員会等における指導・助言・援助の過程において道徳科で育むべき資質・能力など基本的な考え方について広く理解されるように分かりやすく情報発信するとともに、道徳教育のモデル事業の推進などの条件整備を求めたい。特に、本報告書に基づき学習指導要領解説特別の教科道徳編の改訂を行うことや、道徳科の全面実施が各学校現場において円滑に行うことができるよう、教師用指導資料の作成を行うことが急務であると考えられる。
- また、これまでも教育委員会等では、文部科学省の予算を活用し、郷土に関する教材を作成したり、毎月1回「親子道徳の日」という日を設定し、保護者と児童生徒と一緒に道徳について考えるといった、学校と家庭が連携して道徳教育に取り組んだりしている事例があり、文部科学省にはこのような積極的な取組について全国への発信を求めたい。
- 次に、教育委員会や研究団体においては、道徳科のもつ大きな現代的意義を踏まえ、道徳科の特質を踏まえた質の高い多様な指導方法、特に問題解決的な学習や体験的な学習に関する研究をこれまで以上に進めるとともに、各学校や一人一人の教師の積極的で斬新な取組を歓迎、支援し、道徳教育の創発的な発展を促すことが求められる。同様の視点は、教科書や補助教材の編集などに携わっている方々にも共有することを求めたい。
- 各学校、特に管理職には、児童生徒が将来、社会や世界と向き合い、次代を拓(ひらく)ために求められる資質・能力にとって道徳性が極めて重要な要素であることを踏まえ、道徳科を学校教育全体で行う道徳教育の真の「要(かなめ)」となるように学校としての構想力とカリキュラム・マネジメントの確立を求めたい。
- しかし、誰よりも重要な役割を担っているのは道徳科の指導を直接に行っている教壇に立つ一人一人の教師である。「考え、議論する道徳」を目指し、道徳科の授業が児童生徒が深く考える主体的・能動的な学習(アクティブ・ラーニング)になるためには、何よりもまず教師が能動的な学習者(アクティブ・ラーナー)でなければならない。児童生徒の道徳性を養うために、道徳科の特質を踏まえた質の高い多様な指導方法を創意工夫しながら展開するに当たっては、主題やねらいの設定のない単発的な生活指導にしたり、特定の指導過程のみを「型」として過度に固執したりすることなく、学級や児童生徒の実態から柔軟に授業を構想し、学校の道徳教育推進教師と協働しつつ、家庭や地域との連携を深め、主体的・能動的に道徳科を実践していくことが求められる。
- 最後に、道徳科の目標を実現するに当たって重要な役割を担う家庭や地域について触れておきたい。家庭や地域において、例えば、前述のような「親子道徳の日」という日を設定することなどを通じて保護者と児童生徒と一緒に道徳について考えることや、道徳科の教科書を児童生徒と読み一緒に考えること、道徳科の授業にゲストティーチャーとして関わることなど、道徳性を育むために児童生徒と一緒に道徳的な課題に真正面から向き合うことの教育的な効果は計り知れない。家庭や地域において是非積極的な

参考

(1) 新しい時代と社会に開かれた教育課程

(新たな学校文化の形成)

- ：
- 予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要である。
 - そのためには、教育を通じて、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分である。これからの子供たちには、社会の加速度的な変化の中でも、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志と意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。・・・

：

(現代的な課題)

- 教育基本法が目指すこうした教育の目的を踏まえつつ、社会の質的变化等を踏まえた現代的な課題に即して、これからの時代に求められる人間の在り方を描くとすれば、以下のような在り方などが考えられる。
 - ・ 社会的・職業的に自立した人間として、郷土や我が国が育ててきた伝統や文化に立脚した広い視野と深い知識を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、個性や能力を生かしながら、社会の激しい変化の中でも何が重要かを主体的に判断できる人間であること。
 - ・ 他者に対して自分の考え等を根拠とともに明確に説明しながら、対話や議論を通じて多様な相手の考えを理解したり自分の考え方を広げたりし、多様な人々と協働していくことができる人間であること。
 - ・ 社会の中で自ら問いを立て、解決方法を探索して計画を実行し、問題を解決に導き新たな価値を創造していくとともに新たな問題の発見・解決につなげていくことのできる人間であること。
- 人間としてのこうした在り方を、教育課程の在り方に展開させるには、必要とされる資質・能力の要素についてその構造を整理しておく必要がある。
- この点について、海外の事例や、カリキュラムに関する先行研究等に関する分析によれば、育成すべき資質・能力の要素が、知識に関するもの、スキルに関するもの、情意（人間性など）に関するものの三つに大きく分類されている。

上記の三要素を、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）に照らし合わせると、これらの考え方は大きく共通するものであることがわかる。

(2) 育成すべき資質・能力について

②特にこれからの時代に求められる資質・能力

（変化の中に生きる社会的存在として）

- 複雑で変化の激しい社会の中では、固有の組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけではなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力が必要となる。主権を有し、今後の我が国の在り方に責任を有する国民の一人として、また、多様な個性・能力を生かして活躍する自立した人間として、こうした力を身に付け、適切な判断・意思決定や公正な世論の形成、政治参加や社会参画、一層多様性が高まる社会における自立と共生に向けた行動を取っていくことが求められる。
- こうした観点から、平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力をはじめ、生産や消費などの経済的主体等として求められる力や、安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育てていくことや、急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、物事を多角的・多面的に吟味し見定めていく力（いわゆる「クリティカル・シンキング」）、統計的な分析に基づき判断する力、思考するために必要な知識やスキルなどを、各学校段階を通じて体系的に育てていくことの重要性は高まっていると考えられる。あわせて、職業に従事するために必要な知識・技能、能力や態度の獲得も求められており、社会的要請を踏まえた職業教育の充実も重要である。
- また、我が国が、科学技術・学術研究の先進国として、将来にわたり存在感を発揮するとともに成果を広く共有していくためには、子供たちが、卓越した研究や技術革新、技術経営などを担うキャリアに関心を持つことができるよう、理数科目等に関する学習への関心を高め、裾野を広げていくことも重要である。また、ICTの急速な進展などにより、高度な技術がますます身近となる社会の中で、そうした技術を理解し使いこなす科学的素養を全ての子供たちに育てていくことも重要となる。
- さらに、一人一人が幸福な人生を自ら創り出していくためには、情意面や態度面について、自己の感情や行動を統制する能力や、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育むことが重要である。こうした力は、将来の社会不適応を予防し保護要因を高め、社会を生き抜く力につながる。

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

④高等学校

- 高等学校は、中学校卒業後の約98%の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関である。また、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されている。
- こうした役割と責任を果たすことができるよう、昨年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」等を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、高大接続改革の全体像を見据えながら、高等学校教育の改革を実現していくことが求められている。その具体的な教育課程の在り方等については、下記に示すように「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を中心として検討する必要がある。
- 社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点からは、昨年6月に中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会が取りまとめた「コア」についての整理を踏まえつつ、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を、三つの柱に沿って明確化し、それらを育む必履修教科・科目等の改善を図るとともに、教科・科目等間の関係性を可視化していくことが必要である。
- ⋮
- ⋮

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

③社会、地理歴史、公民

- 社会科、地理歴史科、公民科においては、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させること等に重点を置いて、現行の学習指導要領に改訂され、その充実が図られてきているところである。
- 一方で、主体的に社会の形成に参画しようとする態度等の育成や、資料から読み取った情報を基にして社会的事象について考察し表現すること等については、更なる充実が求められるところである。次期改訂に向けては、幼児期に育まれたいろいろな人との関わり等の基礎や、生活科をはじめとする小学校低学年における学習を通じて身に付けた資質・能力の上に、小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力を、三つの柱に沿って明確化し、各学校段階を通じて、社会との関わりを意識した課題解決的な学習活動の充実等を図っていくことが求められる。
- 特に高等学校教育においては、自分の参加により社会をよりよく変えられると考えている若者の割合が国際的に見ても低いこと、時代の変化に耐えてきた先哲の考え方を習得し、それを手掛かりとして自己の生き方や考え方等を練磨することに課題があること、近現代に関する学習の定着状況が低い傾向にあること、課題解決的な学習を取り入れた授業が十分に行われていないこと等が指摘されているところである。
- また、2(2)②に示した「特にこれからの時代に求められる資質・能力」を踏まえれば、国家及び社会の形成者として必要な知識や思考力等を基盤として選択・判断等を行い、課題を解決していくために必要な力や、自国の動向とグローバルな動向を横断的・相互的に捉えて現代的な諸課題を歴史的に考察する力、持続可能な社会づくりの観点から地球規模の諸課題や地域課題を解決していく力を、全ての高校生に共通に育てていくことが求められる。
- こうした課題等を踏まえ、地理歴史科においては、「世界史」の必修を見直し、共通必修科目として、我が国の伝統と向かい合いながら、自国のこととグローバルなことが影響し合ったりつながったりする歴史の諸相を、近現代を中心に学ぶ科目「歴史総合(仮称)」と、持続可能な社会づくりに必要な地理的な見方や考え方を育む科目「地理総合(仮称)」の設置を検討することが求められる。
- また、公民科は、様々な課題を捉え考察する基となる概念・理論や先哲の多様な思想を学び、それを通じて多様な文化に触れ、グローバルな社会の中で、自らが考え、選択・判断する力を鍛える教科としての意義を持つ。そうした公民科における共通必修科目として、家庭科や情報科をはじめとする関係教科・科目等とも連携しながら、主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方生き方の考察と関わらせながら実践的に育む科目「公共(仮称)」の設置を検討することが求められる。なお、「公共(仮称)」については、社会的・職業的な自立に向けて必要な力を育むキャリア教育の中核となる時間として位置付けることを検討する。

この際、学校教育活動全体の中でのインターンシップの在り方や位置付け等についても、併せて検討することが求められる。

全ての生徒に共通に身に付ける資質・能力「コア」についての基本的考え方 (「初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議まとめについて」(平成26年6月中央教育審議会高等学校教育部会)より)

コアの要素を含む資質・能力 (イメージ)

高等学校教育を通じて身に付けるべきもの

確かな学力

- ア 基礎的・基本的な知識・技能
- イ 基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決する力 (思考力・判断力・表現力等)
- ウ 主体的に学習に取り組む意欲・態度

説明する力、議論する力
批判的、合理的に考える力
「創造力、構想力」

A 筆記試験や実技試験等による客観的な評価の対象としやすいもの

豊かな心

- 社会の発展に寄与する態度を養うために必要な「公共心」や「倫理観」
- 社会奉仕の精神、他者への思いやり

社会・職業への円滑な移行に必要な力
市民性

「自己理解・自己管理能力」
「主体的行動力」
「人間関係形成力」

B A以外のもの

健やかな体

- 健康の保持増進のための実践力

（出典）国際バカロレア機構HP「IB Learner Profile」より文部科学省作成（2014/11/20アクセス）

すべてのIBプログラムは、国際的な視野をもつ人間の育成を目指しています。人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識し、より良い、より平和な世界の構築に貢献する人間を育成します。IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

探究する人

私たちは、好奇心を育み、探究し研究するスキルを身につけます。ひとりで学んだり、他の人々と共に学んだりします。熱意をもって学び、学ぶ喜びを生涯を通じてもち続けます。

心を開く人

私たちは、自己の文化と個人的な経験の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多様な視点を求め、価値を見だし、その経験を糧に成長しようと努めます。

知識のある人

私たちは、概念的な理解を深めて活用し、幅広い知識を探究します。地域社会やグローバル社会の重要な課題や考えに取り組みます。

思いやりのある人

私たちは、思いやりと共感、そして尊重の精神を示します。人の役に立ち、他の人々の生活や私たちを取り巻く世界を良くするために行動します。

考える人

私たちは、複雑な問題を分析し、責任ある行動をとるために、批判的かつ創造的に考えるスキルを活用します。率先して理性的で倫理的な判断を下します。

挑戦する人

私たちは、不確実な事態に対し、熟慮と決断力をもって向き合います。ひとりで、または協力して新しい考えや方法を探究します。挑戦と変化に機知に富んだ方法で快活に取り組みます。

コミュニケーションができる人

私たちは、複数の言語やさまざまな方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現します。他の人々や他の集団のものの見方に注意深く耳を傾け、効果的に協力し合います。

バランスのとれた人

私たちは、自分自身や他の人々の幸福にとって、私たちの生を構成する知性、身体、心のバランスをとることが大切だと理解しています。また、私たちが他の人々や、私たちが住むこの世界と相互に依存していることを認識しています。

信念をもつ人

私たちは、誠実かつ正直に、公正な考えと強い正義感をもって行動します。そして、あらゆる人々がもつ尊厳と権利を尊重して行動します。私たちは、自分自身の行動とそれに伴う結果に責任をもちます。

振り返りができる人

私たちは、世界について、そして自分の考えや経験について、深く考察します。自分自身の学びと成長を促すため、自分の長所と短所を理解するよう努めます。

この「IBの学習者像」は、IBワールドスクール（IB認定校）が価値を置く人間性を10の人物像として表しています。こうした人物像は、個人や集団が地域社会や国、そしてグローバルなコミュニティの責任ある一員となることに資すると私たちは信じています。

OECDにおいて、単なる知識や技能ではなく、人が特定の状況の中で技能や態度を含む心理社会的な資源を引き出し、動員して、より複雑な需要に応じる能力とされる概念。

【キー・コンピテンシーの3つのカテゴリー】

1. 社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力

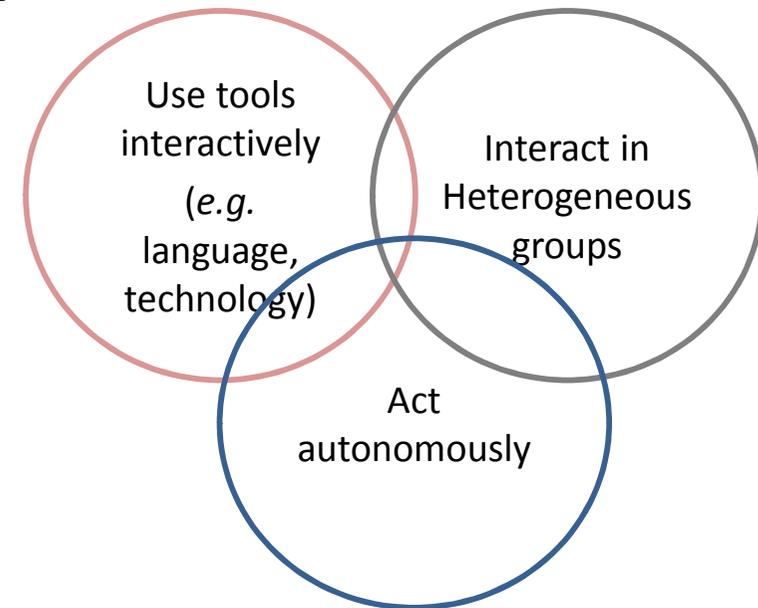
- A 言語、シンボル、テキストを相互作用的に活用する能力
- B 知識や情報を相互作用的に活用する能力
- C テクノロジーを相互作用的に活用する能力

2. 多様な社会グループにおける人間関係形成能力

- A 他者と円滑に人間関係を構築する能力
- B 協調する能力
- C 利害の対立を御し、解決する能力

3. 自律的に行動する能力

- A 大局的に行動する能力
- B 人生設計や個人の計画を作り実行する能力
- C 権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力



○ この3つのキー・コンピテンシーの枠組みの中心にあるのは、個人が深く考え、行動することの必要性。

深く考えることには、目の状況に対して特定の定式や方法を反復継続的に当てはめることができる力だけでなく、変化に対応する力、経験から学ぶ力、批判的な立場で考え、行動する力が含まれる。

(出典) OECD “Definition and Selection of Competencies (DeSeCo)” を参考に文部科学省作成

共通価値である生命の尊重、自由、寛容、民主主義、法の支配、人権の尊重について未来の世代が確実に学び、理解する重要性を再確認するとともに、こうした共通価値に基づいて、よい「シティズンシップ」を育成する教育実践を推進することについて合意



80 G7教育大臣会合「倉敷宣言」 (骨子からの抜粋)

○ 「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進

- 貧困、若者の失業、難民・移民、暴力的な過激化・急進化等、世界が抱える課題への対応として、**教育の力を通じた「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進**に教育が大きな貢献を果たしていく必要性を表明。
- 誰ひとり排除せず、すべての人が最大限の可能性を発揮できるよう、社会を生き抜いていくために必要な力を培うとともに、社会形成や地方創生に積極的に貢献し、生きがいを感じることができる社会への変革を教育が支えていくことを認識。
- 特に、人間の尊厳を損なうあらゆる暴力、差別を阻止し、共生社会を実現するため、**共通価値(生命の尊重、自由、寛容、民主主義、多元的共存、人権の尊重等)に基づいて、教育を通じたシティズンシップの育成を約束**。教育によって**文化間の対話、相互理解の促進、道徳心の醸成の必要性**を強調。